



## 資料編

### ◆主要な事業に関する事項

令和4年度の事業の概況	32
直近5事業年度における主要な事業の状況	32
直近の2事業年度における事業の状況	33

### ◆財産の状況

貸借対照表	37
貸借対照表の注記事項	38
損益計算書／損益計算書の注記事項／剰余金処分計算書	41
会計監査人による監査	42
財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認	42
役職員の報酬体系について	42
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	43
有価証券の時価情報	44
金銭の信託の時価情報	44
デリバティブ取引の時価情報	44

### ◆自己資本比率規制第3の柱に基づく開示事項

(定量的・定性的な開示)

(1) 自己資本の構成に関する事項	45
(2) 自己資本充実度に関する事項	46
(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	46
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	48
(5) 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項	48
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	48
(7) 出資等エクスポージャーに関する事項	49
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	49
(9) 金利リスクに関する事項	50





## 令和4年度の事業の概況

当期の預金積金は、前期比6,869百万円、3.30%増加し、214,759百万円となりました。うち、要求性預金は、前期比2,621百万円、2.49%増加し、107,679百万円、定期性預金は、前期比4,248百万円、4.13%増加し、107,080百万円となりました。

貸出金は、前期比1,519百万円、1.45%増加し、105,897百万円となりました。うち、事業性融資は、前期比165百万円、0.25%増加し、65,204百万円となりました。また、個人向け融資は、前期比1,304百万円、3.78%増加し、35,748百万円、地方公共団体向け融資は、前期比51百万円、1.04%増加し、4,945百万円となりました。貸出金の約定平均金利は、0.053ポイント低下し、2.288%となりました。

これらの結果、預貸率は、0.90ポイント低下し、49.30%となりました。

損益については、業務収益は、貸出金利息及

び有価証券利息配当金が、前期比52百万円、1.61%減少し、3,173百万円となりました。業務費用は、一般貸倒引当金や経費が、前期比69百万円、2.68%増加し、2,665百万円となりました。これらの結果、業務純益は、121百万円、19.33%減少し、508百万円となりました。また、経常利益は、前期比34百万円、6.50%減少し、501百万円となりました。当期純利益は、前期比106百万円、22.87%減少し、360百万円となりました。

諸利回りの資金運用利回りは、貸出金利回り、有価証券利回りは低下したものの預け金利回りが上昇したため、0.01ポイント上昇し、1.22%となりました。預金原価率は、預金の増加により、前期比0.03ポイント低下し、0.94%となりました。これらの結果、預金貸出金利鞘は、前期比変わらず1.45%、総資金利鞘は、前期比0.01ポイント低下し、0.32%となりました。

## 直近の5事業年度における主要な事業の状況

### 最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	3,415,907	3,476,980	3,566,808	3,292,124	3,186,882 千円
経常利益	335,014	504,412	290,923	536,360	501,452 千円
当期純利益	232,629	313,937	258,868	467,307	360,420 千円
出資総額	1,870	1,869	1,874	1,880	1,880 百万円
出資総口数	3,740	3,739	3,749	3,761	3,760 千口
純資産額	8,724	8,819	8,794	8,299	7,108 百万円
総資産額	209,534	211,804	241,300	241,644	224,962 百万円
預金積金残高	190,998	193,443	204,862	207,889	214,759 百万円
貸出金残高	96,557	96,498	104,564	104,378	105,897 百万円
有価証券残高	45,192	44,973	45,685	45,855	44,344 百万円
単体自己資本比率	8.68	8.72	9.27	9.42	9.93 %
出資に対する配当金	10	10	10	10	10 円
役員数	194	194	181	189	184 人



## 直近の2事業年度における事業の状況

### ■業務粗利益

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	2,894,356	2,857,149
資金運用収益	2,914,698	2,875,896
資金調達費用	20,342	18,747
役員取引等収支	△246,149	△241,810
役員取引等収益	275,320	278,165
役員取引等費用	521,470	519,976
その他の業務収支	35,671	19,697
その他業務収益	36,008	19,724
その他業務費用	337	27
業務粗利益	2,683,878	2,635,036
業務粗利益率	1.12 %	1.12 %

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

### ■業務純益

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	630,439	508,533
実質業務純益	630,439	550,540
コア業務純益	619,869	546,290
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	619,869	546,290

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

### ■利鞘

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	1.21	1.22
資金調達原価率	0.88	0.90
総資金利鞘	0.33	0.32

### ■資金運用収支の内訳

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	239,388	235,084	2,914,698	2,875,896	1.21	1.22
うち貸出金	103,651	104,336	2,516,723	2,494,571	2.42	2.39
うち預け金	88,747	82,766	68,650	78,283	0.07	0.09
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	46,173	47,164	309,021	282,740	0.66	0.59
資金調達勘定	235,610	231,319	20,342	18,747	0.00	0.00
うち預金積金	210,032	219,552	17,420	16,196	0.00	0.00
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	25,372	11,587	2,468	2,093	0.00	0.01
うちコマーシャルペーパー	-	-	-	-	-	-

### ■受取利息及び支払利息の対前年度増減

(単位：千円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による影響	利率による影響	純増減	残高による影響	利率による影響	純増減
受取利息	177,710	△ 211,267	△ 33,557	△ 53,461	14,660	△ 38,801
うち貸出金	79,360	△ 75,289	4,071	16,203	△ 38,355	△ 22,152
うち預け金	7,499	△ 12,550	△ 5,051	△ 4,232	13,864	9,632
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	7,118	△ 39,696	△ 32,578	6,788	△ 33,069	△ 26,281
支払利息	2,144	△ 15,488	△ 13,344	△ 1,595	0	△ 1,595
うち預金積金	349	△ 14,360	△ 14,011	696	△ 1,920	△ 1,224
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	969	△ 320	649	445	△ 819	△ 374
うちコマーシャルペーパー	-	-	-	-	-	-

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法で算出しております。



### ■総資産利益率

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率(又は損失率)	0.21	0.20
総資産当期純利益率(又は損失率)	0.19	0.14

(注) 総資産経常(当期)利益率(又は損失率) =  $\frac{\text{経常(当期)利益(又は損失)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

### ■定期預金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
定期預金	93,885	98,671
固定金利定期預金	93,884	98,670
変動金利定期預金	1	1

### ■預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	101,565	107,554
うち有利息預金	91,766	97,163
定期性預金	107,996	111,507
うち固定自由金利定期預金	98,935	102,763
うち変動自由金利定期預金	1	1
その他	470	490
小計	210,032	219,552
譲渡性預金	-	-
合計	210,032	219,552

### ■貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
金利区分別合計		104,378	100.00		105,897	100.00
変動金利		62,633	60.00		63,140	59.62
固定金利		41,745	39.99		42,757	40.37
用途別合計		104,378	100.00		105,897	100.00
設備資金		56,069	53.71		56,252	53.11
運転資金		48,308	46.28		49,645	46.88
業種別合計	13,513	104,378	100.00	13,394	105,897	100.00
製造業	164	3,038	2.91	157	3,160	2.98
農業、林業	102	968	0.92	102	923	0.87
漁業	17	64	0.06	14	72	0.06
鉱業、採石業、砂利採取業	7	532	0.50	5	368	0.34
建設業	538	10,120	9.69	549	10,335	9.75
電気・ガス・熱供給・水道業	14	380	0.36	17	399	0.37
情報通信業	8	277	0.26	8	243	0.22
運輸業、郵便業	49	1,265	1.21	55	1,278	1.20
卸売業、小売業	528	8,021	7.68	519	7,201	6.80
金融業、保険業	24	646	0.61	26	1,692	1.59
不動産業	422	26,602	25.48	433	26,241	24.77
物品賃貸業	11	886	0.84	11	879	0.83
学術研究、専門・技術サービス業	69	889	0.85	67	781	0.73
宿泊業	12	273	0.26	10	291	0.27
飲食業	266	2,277	2.18	259	2,229	2.10
生活関連サービス業、娯楽業	178	1,589	1.52	185	1,531	1.44
教育、学習支援業	18	237	0.22	19	357	0.33
医療、福祉	106	3,727	3.57	105	3,437	3.24
その他のサービス	247	3,240	3.10	257	3,777	3.56
小計	2,780	65,039	62.31	2,798	65,204	61.57
地方公共団体	9	4,894	4.68	10	4,945	4.66
個人	10,724	34,444	32.99	10,586	35,748	33.75

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



### 貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
手形貸付	3,271	3,699
証書貸付	96,616	96,721
当座貸越	3,170	3,426
割引手形	593	488
合計	103,651	104,336

### 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	579	434
その他	—	—
計	579	434
信用保証協会・信用保険	0	—
保証	0	0
信用	51	130
合計	632	565

### 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	1,662	1,491
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	25,229	24,757
その他	—	—
計	26,891	26,248
信用保証協会・信用保険	32,231	31,831
保証	16,912	18,426
信用	28,342	29,390
合計	104,378	105,897

### 預貸率

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度
貸出金(期末残高)(A)	104,378	105,897
預金(期末残高)(B)	207,889	214,759
預貸率 (A / B)	50.20	49.30
期中平均	49.35	47.52

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

### 預証率

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度
有価証券(期末残高)(A)	45,855	44,344
預金(期末残高)(B)	207,889	214,759
預証率 (A / B)	22.05	20.64
期中平均	21.98	21.48

(注) 預金には定期積金を含んでおります。



■商品有価証券の種類別平均残高……………該当ありません

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	令和3年度								令和4年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合 計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合 計
国 債	1,406	4,655	912	-	-	2,871	-	9,845	2,411	3,128	-	-	-	3,221	-	8,761
地 方 債	2,511	3,438	2,021	5,018	3,860	-	-	16,850	2,308	2,320	3,305	3,771	3,820	-	-	15,526
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	1,213	100	197	2,406	-	3,917	-	1,110	200	-	190	2,294	-	3,795
株 式	-	-	-	-	-	-	87	87	-	-	-	-	-	-	95	95
外国証券	-	-	200	-	200	1,700	2,366	4,466	-	400	-	-	400	1,700	3,327	5,827
その他の証券	-	-	-	-	-	-	10,688	10,688	-	-	-	-	-	-	10,337	10,337

■有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区 分		令和3年度		令和4年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	9,845	10,451	8,761	9,802
	合 計	9,845	10,451	8,761	9,802
地 方 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	16,850	17,521	15,526	16,398
	合 計	16,850	17,521	15,526	16,398
短 期 社 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
政 府 保 証 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	3,720	3,700	3,605	3,699
	合 計	3,720	3,700	3,605	3,699
公 社 公 団 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
金 融 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
事 業 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	197	176	190	199
	合 計	197	176	190	199
新 株 予 約 権 付 社 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
株 式	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	87	88	95	88
	合 計	87	88	95	88
外 国 証 券	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	2,100	1,498	2,500	2,269
	そ の 他 の 目 的	2,366	1,761	3,327	2,968
	合 計	4,466	3,259	5,827	5,238
そ の 他 の 有 価 証 券	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	10,688	10,974	10,337	11,737
	合 計	10,688	10,974	10,337	11,737
貸 付 有 価 証 券	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
計	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	2,100	1,498	2,500	2,269
	そ の 他 の 目 的	43,755	44,674	41,844	44,894
	合 計	45,855	46,173	44,344	47,164





## 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

### 貸借対照表

(単位：百万円)

「資産」 科目	令和3年度 (4年3月末)	令和4年度 (5年3月末)	「負債及び純資産」 科目	令和3年度 (4年3月末)	令和4年度 (5年3月末)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
現金	2,546	2,400	預金積金	207,889	214,759
預け金	83,445	66,657	当座預金	1,945	2,944
有価証券	45,855	44,344	普通預金	101,377	102,605
国債	9,845	8,761	貯蓄預金	266	280
地方債	16,850	15,526	通知預金	610	947
社債	3,917	3,795	定期預金	93,885	98,671
株式	87	95	定期積金	8,947	8,409
その他の証券	15,154	16,164	その他の預金	857	901
貸出金	104,378	105,897	借入金	23,619	1,277
割引手形	487	645	借入金	23,619	1,277
手形貸付	3,497	3,853	その他負債	445	510
証書貸付	96,720	97,593	未決済為替借	42	53
当座貸越	3,671	3,805	未払費用	73	75
その他資産	1,136	1,106	給付補てん備金	1	1
未決済為替貸	36	71	未払法人税等	8	70
信金中金出資金	816	816	前受収益	56	57
未収収益	234	169	払戻未済金	9	7
その他の資産	49	48	職員預り金	94	94
有形固定資産	4,334	4,553	リース債務	100	75
建物	649	832	その他の負債	57	75
土地	3,392	3,377	賞与引当金	134	140
リース資産	107	81	役員賞与引当金	4	4
その他の有形固定資産	184	261	役員退職慰労引当金	61	62
無形固定資産	48	36	その他の引当金	39	32
ソフトウェア	30	19	再評価に係る繰延税金負債	517	501
リース資産	1	0	債務保証	632	565
その他の無形固定資産	16	16	負債の部合計	233,345	217,854
前払年金費用	155	166	(純資産の部)		
繰延税金資産	198	177	出資金	1,880	1,880
債務保証見返	632	565	普通出資金	1,880	1,880
貸倒引当金	△1,086	△943	利益剰余金	5,996	6,361
(うち個別貸倒引当金)	(△964)	(△778)	利益準備金	1,561	1,608
			その他利益剰余金	4,435	4,753
			特別積立金	3,633	4,023
			(特別変動積立金)	(2,360)	(2,750)
			当期末処分剰余金	802	730
			処分未済持分	△0	△1
			会員勘定合計	7,876	8,240
			その他有価証券評価差額金	△616	△2,129
			土地再評価差額金	1,039	997
			評価・換算差額等合計	422	△1,132
			純資産の部合計	8,299	7,108
資産の部合計	241,644	224,962	負債及び純資産の部合計	241,644	224,962





(注)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有形固定資産の減価償却（リース資産を除く）は定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年  
その他 2年～45年

- 無形固定資産の減価償却（リース資産を除く）は、定額法により償却しております。

なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,996百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生期の翌事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ①制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,807,426百万円
差引額	△66,857百万円
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合  
[令和4年3月分] 0.1668%
- ③補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であり、本制度における過去勤務債務

の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当期の財務諸表上、特別掛金9百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算出されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. その他の引当金に含まれる睡眠預金払戻請求引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

12. その他の引当金に含まれる偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 943百万円

- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う経済への影響は、今後一定期間継続すると想定しておりますが、当金庫は、現時点で入手可能な情報に基づき債務者区分を判定し貸倒引当金を計上しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額80百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額3,153百万円

18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	934百万円
危険債権額	981百万円
三月以上延滞債権額	12百万円
貸出条件緩和債権額	18百万円
合計額	1,947百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとて会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、330百万





円であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は645百万円であります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	302百万円
定期預け金	3,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	140百万円
借入金	1,277百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、定期預け金5,000百万円を差し入れております。また、熊本県、熊本市の収納代理等の取引の担保として、定期預け金2百万円を差し入れております。

22. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,644百万円

23. 出資1口当たりの純資産額 1,891円12銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資産運用基準に従い行われております。

このうち、経営企画部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融商品及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合の経済価値は、4,493百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあり得ます。

なお、金融商品のうち貸出金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	66,657	66,655	△1
有価証券	44,302	43,959	△342
満期保有目的の債券	2,500	2,157	△342
その他の有価証券	41,802	41,802	-
貸出金(*1)	105,897		
貸倒引当金(*2)	△932		
	104,964	105,356	391
金融資産計	215,924	215,971	46
預金積金	214,759	214,777	18
借入金(*1)	1,277	1,249	△27
金融負債計	216,036	216,027	△9

(\*1) 貸出金、借入金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基



準価格によっております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については26. から27. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	36
信金中央金庫出資金	816
組合出資金	5
合 計	858

非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第31号（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（期間の定めのないもの等については除いております。）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 預け金	33,772	17,500	6,000	-
(2) 貸出金	17,757	35,858	24,201	23,105
(3) 有価証券	4,720	10,465	8,182	7,215
満期保有目的	-	400	400	1,700
その他の有価証券	4,720	10,065	7,782	5,515
合 計	56,249	63,823	38,383	30,320

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額（期間の定めのないもの等については除いております。）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 預金積金	91,687	14,593	3	54
(2) 借入金	80	-	1,197	-
合 計	91,767	14,593	1,200	54

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27. まで同様であります。

満期保有目的の債券

時価が貸借対照表計上額を超えるもの (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

時価が貸借対照表計上額を超えないもの (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	2,500	2,157	△342
合 計	2,500	2,157	△342

その他有価証券

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	58	52	6
債券	14,789	14,700	88
国債	5,539	5,500	39
地方債	7,938	7,899	38
社債	1,311	1,300	11
その他	867	699	168
合 計	15,715	15,452	263

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	-	-	-
債券	13,295	13,816	△521
国債	3,221	3,516	△295
地方債	7,588	7,700	△111
社債	2,484	2,600	△115
その他	12,791	14,661	△1,869
合 計	26,086	28,478	△2,391

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-
債券	497	4	-
国債	497	4	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	0	-	-
合 計	498	4	-

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,293百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のもの9,434百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	236百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	38百万円
減価償却損金算入限度額超過額	61百万円
その他有価証券評価差額金	589百万円
その他	91百万円
繰延税金資産小計	1,017百万円
評価性引当額	△794百万円
繰延税金資産合計	223百万円

繰延税金負債	
前払年金費用	46百万円
繰延税金負債合計	46百万円
繰延税金資産の純額	177百万円

30. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	3百万円
契約負債	－百万円

31. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、この変更による計算書類に与える影響はありません。



■損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (3.4.1~4.3.31)	令和4年度 (4.4.1~5.3.31)	科 目	令和3年度 (3.4.1~4.3.31)	令和4年度 (4.4.1~5.3.31)
経 常 収 益	3,292,124	3,186,882	そ の 他 業 務 費 用	337	27
資 金 運 用 収 益	2,914,698	2,875,896	そ の 他 の 業 務 費 用	337	27
貸 出 金 利 息	2,516,723	2,494,571	経 費	2,068,055	2,101,474
預 け 金 利 息	68,650	78,283	人 件 費	1,276,528	1,262,459
有 価 証 券 利 息 配 当 金	309,021	282,740	物 件 費	704,836	750,624
そ の 他 の 受 入 利 息	20,301	20,301	税 金	86,691	88,390
役 務 取 引 等 収 益	275,320	278,165	そ の 他 経 常 費 用	145,558	45,205
受 入 為 替 手 数 料	72,766	72,035	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-	23,307
そ の 他 の 役 務 収 益	202,554	206,129	貸 出 金 償 却	-	5,863
そ の 他 業 務 収 益	36,008	19,724	そ の 他 の 経 常 費 用	145,558	16,035
国 債 等 債 券 売 却 益	10,569	4,250	経 常 利 益	536,360	501,452
そ の 他 の 業 務 収 益	25,439	15,474	特 別 利 益	72,372	23,509
そ の 他 経 常 収 益	66,096	13,095	固 定 資 産 処 分 益	1,351	17
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	50,008	-	そ の 他 の 特 別 利 益	71,021	23,491
償 却 債 権 取 立 益	10,569	2,799	特 別 損 失	47,591	62,133
株 式 等 売 却 益	-	365	固 定 資 産 処 分 損	13,241	1,380
そ の 他 の 経 常 収 益	5,517	9,930	減 損 損 失	-	57,555
経 常 費 用	2,755,763	2,685,430	そ の 他 の 特 別 損 失	34,349	3,197
資 金 調 達 費 用	20,342	18,747	税 引 前 当 期 純 利 益	561,141	462,828
預 金 利 息	16,595	15,822	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,325	97,320
給 付 補 て ん 備 金 繰 入 額	825	374	法 人 税 等 調 整 額	85,509	5,086
借 用 金 利 息	2,468	2,093	法 人 税 等 合 計	93,834	102,407
そ の 他 の 支 払 利 息	452	456	当 期 純 利 益	467,307	360,420
役 務 取 引 等 費 用	521,470	519,976	繰 越 金 (当 期 首 残 高)	325,957	328,532
支 払 為 替 手 数 料	49,618	43,778	土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	9,578	41,635
そ の 他 の 役 務 費 用	471,852	476,197	当 期 未 処 分 剰 余 金	802,843	730,589

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 出資1口当たり当期純利益金額95円62銭  
 3. その他の特別利益には、豪雨災害によるなりわい再建補助金等を計上しております。  
 4. 当金庫は、管理会計上の最小区分である営業店単位（預金特化型、店長兼任店舗は母店と合算）でグルーピングを行っております。また、本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。減損損失については、当期に土地活用方針を見直した結果、有形固定資産のうち、八代市内及び荒尾市内の庫宅跡地につき、当該土地の市場価格が下落している事から、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額57,555千円を減損損失として特別損失に計上しております。  
 なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は時価（合理的に算定された価額）を適用しております。  
 5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示してありません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、278,165千円であります。  
 6. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (3.4.1~4.3.31)	令和4年度 (4.4.1~5.3.31)
当 期 未 処 分 剰 余 金	802,843	730,589
剰 余 金 処 分 額	474,310	394,401
利 益 準 備 金	47,000	37,000
(普通)出資に対する配当金	(年2%) 37,310	(年2%) 37,401
特 別 積 立 金	390,000	320,000
(うち特別変動積立金)	-	320,000
(うち100周年記念事業積立金)	10,000	-
次 期 繰 越 金	328,532	336,187





## 会計監査人による監査

令和5年6月26日開催の第79期総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、福岡監査法人の監査を受けております。

## 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和5年6月26日  
熊本中央信用金庫  
理事長 岡本浩幸

## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

#### (2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（単位：百万円）

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	103

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」77百万円、「賞与」13百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

債権の区分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,190	934
危険債権	780	981
要管理債権	49	30
3ヶ月以上延滞債権	5	12
貸出条件緩和債権	43	18
小計 (A)	2,021	1,947
保全額 (B)	1,791	1,725
個別貸倒引当金 (C)	940	754
一般貸倒引当金 (注) (D)	6	5
担保・保証等 (E)	845	965
保全率 (B) / (A) (%)	88.64%	88.63%
引当率 ( (C) + (D) ) / ( (A) - (E) ) (%)	80.48%	77.45%
正常債権 (F)	103,072	104,599
総与信残高 (A) + (F)	105,093	106,546

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

## 貸出金償却の額

### ■ 貸出金償却

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却	-	5,863



## 有価証券の時価情報

■ 売買目的有価証券……該当ありません

■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額			貸借対照表 計上額	時 価	差 額		
			うち益	うち損	うち益			うち損		
国 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	2,100	1,976	△ 123	1	124	2,500	2,157	△ 342	-	342
合 計	2,100	1,976	△ 123	1	124	2,500	2,157	△ 342	-	342

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

■ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの……該当ありません

■ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照 表計上額	評価差額			取得原価 (償却原価)	貸借対照 表計上額	評価差額		
			うち益	うち損	うち益			うち損		
株 式	52	50	△ 1	0	1	52	58	6	6	0
債 券	30,613	30,613	0	193	194	28,517	28,084	△ 433	88	521
国 債	9,914	9,845	△ 68	73	142	9,017	8,761	△ 256	39	295
地方債	16,799	16,850	50	91	40	15,599	15,526	△ 73	38	111
社 債	3,900	3,917	17	28	11	3,900	3,795	△ 104	11	115
その他	13,662	13,049	△ 613	152	765	15,361	13,659	△ 1,701	168	1,869
合 計	44,328	43,713	△ 615	346	961	43,930	41,802	△ 2,128	263	2,391

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

■ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
非上場株式	36	36
組合出資金	5	5
合 計	42	41

## 金銭の信託の時価情報

■ 運用目的の金銭の信託……該当ありません

■ 満期保有目的の金銭の信託……該当ありません

■ その他の金銭の信託……該当ありません

## デリバティブ取引の時価情報 (信用金庫法施行規則第15条の2の2第1項第5号に掲げる取引)

■ 金利関連取引……該当ありません

■ 通貨関連取引……該当ありません

■ 株式関連取引……該当ありません

■ 債券関連取引……該当ありません

■ 商品関連取引……該当ありません

■ クレジットデリバティブ取引……該当ありません





## 単体における事業年度の開示事項

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する事項	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,839	8,203
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,880	1,880
うち、利益剰余金の額	5,996	6,361
うち、外部流出予定額(△)	37	37
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	122	164
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	122	164
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本 調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに 相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	140	67
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,102	8,434
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	48	36
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	48	36
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	112	120
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	160	157
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,941	8,277
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	79,033	78,209
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,556	1,499
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	1,556	1,499
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,184	5,110
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	84,217	83,319
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.42%	9.93%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

### 《自己資本調達手段の概要》

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資(発行主体：当金庫)のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、1,880百万円となります。

《用語解説》【リスク・アセット】リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。



■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	79,033	3,161	78,209	3,128
①標準的手法が適用されるポートフォリオ毎のエクスポージャー	75,335	3,013	73,880	2,955
(i) ソプリン向け	0	0	0	0
(ii) 金融機関向け	12,327	493	12,974	518
(iii) 法人等向け	8,503	340	8,878	355
(iv) 中小企業・個人向け	16,465	658	13,146	525
(v) 抵当権付住宅ローン	4,711	188	4,686	187
(vi) 不動産取得等事業者向け	25,999	1,039	27,024	1,080
(vii) 三月以上延滞等	352	14	234	9
上記以外	6,976	279	6,935	277
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,054	82	2,743	109
ルック・スルー方式	2,054	82	2,743	109
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,556	62	1,499	59
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	69	2	86	3
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	16	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	5,184	207	5,110	204
ハ. 単体総所要自己資本額	84,217	3,368	83,319	3,332

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「ソプリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソプリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。  
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソプリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 5. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

《自己資本の充実度に関する評価方法の概要》

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別、業種別及び残存期間別> (単位：百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー	
	国内	国外	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		3年度	4年度
			3年度	4年度	3年度	4年度		
	223,201	2,100	105,093	106,546	30,613	28,517	1,113	794
	2,100	2,500	-	-	2,100	2,500	-	-
地域別合計	225,301	208,098	105,093	106,546	32,713	31,017	1,113	794
製造業	3,227	3,328	3,227	3,328	-	-	61	0
農業、林業	1,378	1,318	1,378	1,318	-	-	1	1
漁業	150	182	150	182	-	-	1	0
鉱業、採石業、砂利採取業	540	374	540	374	-	-	228	214
建設業	11,206	11,509	11,206	11,509	-	-	15	7
電気・ガス・熱供給・水道業	500	502	400	402	100	100	-	-
情報通信業	287	255	277	245	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1,503	1,513	1,351	1,361	100	100	-	-
卸売業、小売業	8,642	7,922	8,642	7,922	-	-	68	22
金融・保険業	87,657	72,253	726	1,772	2,100	2,500	-	-
不動産業	27,783	27,395	27,783	27,395	-	-	374	334
物品賃貸業	890	883	890	883	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,007	926	1,007	926	-	-	-	-
宿泊業	275	293	274	292	-	-	25	24
飲食業	2,714	2,737	2,714	2,737	-	-	9	0
生活関連サービス、娯楽業	2,091	2,082	2,079	2,070	-	-	78	76
教育、学習支援業	260	374	260	374	-	-	-	-
医療、福祉	4,196	3,917	4,196	3,917	-	-	79	65
その他のサービス	3,613	4,150	3,613	4,150	-	-	-	-
国・地方公共団体等	35,308	33,262	4,894	4,945	30,413	28,317	-	-
個人のその他	29,476	30,436	29,476	30,436	-	-	168	45
その他の	2,588	2,478	-	-	-	-	-	-
業種別合計	225,301	208,098	105,093	106,546	32,713	31,017	1,113	794
1年以下	44,357	50,137	10,254	11,664	3,900	4,699	-	-
1年超3年以下	39,101	31,491	7,391	7,090	7,999	6,900	-	-
3年超5年以下	12,821	12,281	8,520	8,781	4,300	3,500	-	-
5年超7年以下	13,176	11,608	8,076	7,808	5,100	3,800	-	-
7年超10年以下	28,039	34,103	23,739	23,603	4,300	4,500	-	-
10年超	53,987	54,994	46,874	47,377	7,113	7,616	-	-
期間の定めのないもの	33,817	13,481	236	219	-	-	-	-
残存期間別合計	225,301	208,098	105,093	106,546	32,713	31,017	-	-

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有価証券(債券除く)、未決済為替貸が含まれます。  
 4. 信用リスクエクスポージャー期末残高は、内訳の区分と必ずしも一致しません。



■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	222	122	-	222	122	122	164	-	122	164
個別貸倒引当金	1,260	964	44	1,215	964	964	778	47	916	778
合計	1,483	1,086	44	1,438	1,086	1,086	943	47	1,039	943

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高		3年度	4年度
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度		
製造業	20	31	10	△17	31	13	4	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	1
漁業	1	1	-	△1	1	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	142	128	△13	16	128	145	-	-
建設業	79	36	△42	△5	36	31	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	8	11	2	△3	11	8	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	252	99	△152	△33	99	65	6	21
金融業・保険業	0	100	100	△13	100	87	-	-
不動産業	421	292	△128	△2	292	290	-	18
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	55	18	△36	△12	18	6	9	-
飲食業	41	33	△8	△6	33	27	-	10
生活関連サービス業、娯楽業	51	47	△3	6	47	53	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	11	10	△1	△1	10	9	-	-
その他のサービス	29	9	△19	-	9	10	23	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	135	132	△3	△110	132	22	-	-
合計	1,251	955	△296	△185	955	769	44	53

(注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	76,556	-	53,841
10%	-	5,217	-	5,708
20%	63,570	36	79,929	1,071
35%	-	13,556	-	10,963
50%	12,169	706	3,014	661
75%	-	14,797	-	13,617
100%	869	37,068	909	37,812
150%	-	162	-	78
250%	590	-	488	-
その他	-	-	-	-
計	77,200	148,101	84,341	123,757
合計	225,301		208,098	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

《信用リスクに関する項目》

①リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、企業及び個人への貸出金が業況悪化などから約定どおりに返済されず、回収不能となり、当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全化を目指して審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制を執っています。また大口融資については、融資担当者以外も参加する融資審査会を設け、より厳格な審査体制により万全を期しています。信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。以上、一連の信用リスク管理の状況につきましては、ALM委員会やリスク管理会議で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会といった経営陣に対する報告を行う態勢を構築しております。貸倒引当金は、「自己査定基準・マニュアル」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された予想損失率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・R&I (株式会社格付投資情報センター) ・ Moody's (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・JCR (株式会社日本格付研究所) ・ S&P (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス)



## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,543	1,464	17,075	21,589

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

### 《信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要》

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に、徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」及び「担保評価基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替等に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、「住宅金融支援機構保証」（政府保証と同様）そして「一般社団法人しんきん保証基金保証」については当庫が採用している適格格付機関が付与している格付により判定をしております。又、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

### 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項…該当ありません

### 《派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要》

当金庫においては、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません、これらの取引の取引相手方のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要についての取り決め等は行っておりません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### 証券化エクスポージャーに関する事項…該当ありません

#### 《証券化エクスポージャーに関する事項》

#### ①リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、リスク管理会議に諮り、適切なリスク管理に努めています。一方、オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えています。現時点ではオリジネーターとしての役割は実施しておりません。

#### ②証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

#### ③証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

#### ④証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ R&I (株式会社格付投資情報センター)
- ・ Moody's (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・ JCR (株式会社日本格付研究所)
- ・ S&P (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス)



## 出資等エクスポージャーに関する事項

### ■出資等エクスポージャーに関する事項

#### ①貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	268	268	302	302
非上場株式等	858	-	858	-
合 計	1,127	268	1,161	302

#### ②出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	-	0
売却損	-	-
償 却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております

#### ③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	16	49

#### ④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	-	-

### 《銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

#### 又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要》

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及びBPVによるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況等について、定期的を実施するALM委員会等に報告するとともにリスク管理会議（常勤理事会）で、報告を行っております。一方、非上場株式等、上記以外についても、その状況について、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	13,463	15,161
マンドート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー		





## 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	ΔEVE		ΔNII	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
上方パラレルシフト	4,197	4,493	90	1
下方パラレルシフト	—	—	—	4
スティープ化	3,344	3,422		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	4,197	4,493	90	4
自己資本額	7,941	8,277		

\*ΔEVEとは、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

\*ΔNIIとは、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注1)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

### 《銀行勘定における金利リスクに関する事項》

#### ①リスク管理の方針及び手続の概要

##### (1)リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。金利リスクは、当金庫の全ての金利感応資産・負債を対象として管理しており、重要性を踏まえて金利リスクを計測しております。これら金利リスクの計測については、ΔEVE（金利変動に伴う経済価値の変化量）、ΔNII（金利変動に伴う純金利収入の変化量）、VaR（バリュー・アットリスク）といった金利リスク指標を用いております。

##### (2)リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明並びにヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標であるΔEVE及び期間損益変化の指標であるΔNIIを複数の金利ストレスシナリオに基づき算出しており、総務部が月次でリスク管理会議及びALM委員会に報告しております。ΔEVEについては、自己資本に占める割合等を勘案しながら、詳細に議論のうえ、削減のための各種施策及びコントロールについての検討を行っています。

##### (3)金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。

#### ②金利リスクの算定方法の概要

##### (1)開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	3年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済に関する前提	金融庁が定める保守的な前提
定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。

##### (2)当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- VaRで計測されるリスク量が、金庫で半期毎に設定するリスク・リミットの範囲内に収まっているかどうかをモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標、金利変動が期間損益や自己資本比率に与える影響等もモニタリングしており、モニタリング結果については、総務部が月次でリスク管理会議及びALM委員会に報告しております。
- 自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や、過去一定期間における金利上昇幅を参考に、当金庫の金利リスクの影響を定期的に検証しております。

